



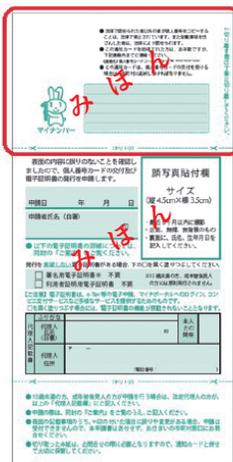
# 通知カード・個人番号通知書について

## 通知カード

## 個人番号通知書



【おもて面】



【うら面】



**Q** 通知カードは本人確認書類として利用できますか

**A** 通知カードは紙製のカードでマイナンバーの確認・証明のみに利用することができるカードですので本人確認書類としては利用できません。券面には住民票に登録されている氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されています。

**Q** 個人番号通知書は本人確認書類として利用できますか

**A** 個人番号通知書は本人確認書類やマイナンバーを証明する書類として利用することはできません。

※個人番号通知書は令和2年(2020年)5月25日以降にマイナンバーが付番された方を対象にマイナンバーをお知らせするために送付しているものです。書面には氏名・生年月日とマイナンバー等が記載されています。

## Q 通知カードに有効期限はありますか

- A 通知カードに有効期限はありません。通知カードはあなたのマイナンバーを通知するものですので、大切に保管してください。また、マイナンバーカードを受け取ると通知カードは不要になりますので返納をお願いします。

## Q 通知カードに記載された氏名・住所等に変更があった場合、通知カードの記載変更はできますか

- A 令和2年(2020年)5月25日以降、通知カードに記載された氏名・住所等について記載事項の変更はできなくなりました。そのため、通知カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致していない方は通知カードをマイナンバー証明書類として使用できません。マイナンバーを証明するときは、マイナンバーカード、またはマイナンバーが記載された住民票の写し、もしくはマイナンバーが記載された住民票記載事項証明書を取得する必要があります。この時、マイナンバー入りの住民票の写しや住民票記載事項証明書は、窓口でのみ取得可能です(コンビニ交付サービスでは取得不可)。

※通知カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き通知カードをマイナンバー証明書類として使用できます。

## Q 通知カードに記載された氏名・住所等に変更があった場合、通知カードは廃棄してもよいですか

- A ご自身のマイナンバーの確認には使用することができるため、廃棄せずに保管してください。また、マイナンバーカードの交付を受ける際には返納の必要があるため窓口までお持ちください。



**Q** 通知カード(または個人番号通知書)を紛失しました。再発行できますか

**A** 通知カードは令和2年(2020年)5月25日に廃止されたため、再発行はできません。個人番号通知書の再発行はできません。マイナンバーを確認・証明するには、マイナンバーカードを取得するか、マイナンバーが記載された住民票の写し、もしくは住民票記載事項証明書を窓口で取得してください。

※通知カード(または個人番号通知書)を拾得された場合は、最寄りの警察署または交番へお届けください。

**Q** マイナンバーカードを取得するとなぜ通知カードを返納しないといけないのですか

**A** 社会保障・税・災害対策における各種手続きでは、マイナンバーの確認と本人確認の両方が必要ですが、マイナンバーカードは、その両方を1枚のカードで確認できます。一方、通知カードは、ご自身のマイナンバーを知らせるためのカードであり、マイナンバーカードがあれば通知カードを持っている必要はなくなります。このようなことから、法令の規定により、マイナンバーカード取得の際は、通知カードを返納する必要があります。

**Q** 通知カードの所有者本人が亡くなったら、返納は必要ですか

**A** 死亡後の返納義務はありません。返納することもできますが、ハサミ等で裁断し、廃棄していただいても構いません。ただし、死亡保険金の請求など、死亡後の手続きで使用できる可能性があるため、しばらくの間保管後、廃棄することをお勧めします。もし、返納される場合は、市民課または田沼・葛生各行政センターの窓口へ届出人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)も持参してください。

